

平成 30 年度 茨木市バリアフリー基本構想協議会 議事録

1 日 時

平成 31 年 2 月 27 日（水）10 時 00 分～11 時 30 分

2 場 所

市役所南館 8 階 中会議室

3 出 席 者

別紙出席者名簿のとおり

4 欠 席 者

伊良原委員、野口委員、白石委員

高見委員 【代理】小谷（西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部）

野澤委員 【代理】吉岡（阪急バス株式会社）

福本委員 【代理】安田（国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所）

三崎委員 【代理】西山（大阪府住宅まちづくり部建築指導室）

梅野委員 【代理】中村（大阪府茨木警察署）

5 開催形態

公開（傍聴者 0 人）

6 次第及び議事の内容

（1）開会（副市長挨拶）

（2）議事 1：特定事業計画の提出状況について

議事 2：平成 30 年度の事業進捗と平成 31 年度の事業予定について

【事務局より、議事1、議事2の内容について説明】

※欠席委員から事前にいただいた意見を事務局から報告

①小売店舗等へのバリアフリーに係る啓発はされているか。

2018年4月1日施行の「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」では、合理的配慮の提供支援に係る費用助成がもりこまれたが、事業者等へ周知されているか

→合理的配慮の提供支援に係る助成金制度の周知については、広報誌やホームページによる周知のほか、茨木商工会議所が発行する会員向け機関誌への折込による配布も行っている。また、昨年10月からは障害者団体の方々のご協力も得て、市の職員と障害のある当事者の方とが一緒になって、市内の商店街にある店舗を個別に訪問し、制度の説明と共に利用の促進に努めている。

②生活関連経路以外の路線でも車いす・視覚障害者の方が通行しやすい縁石を導入いただきたい。

→生活関連経路以外の箇所においても、横断歩道の新設・改良にあわせて整備している。

(委員)

助成金制度の申請内容について、店舗名等は公表できるのか。実際に改良された店舗に伺いたいと思うので、情報として発信いただきたい。

個別要望になるが、バス停（駅前通り）の歩道と縁石の間の段差を解消いただきたい。

(事務局)

助成金制度が決定された段階で、公表することに同意いただいている。市としても広報誌、HP等を使って、店舗利用者、事業者に周知を図りたいと考えている。

(委員)

バス停部の歩道（府道）はマウンドアップ形式になる。詳細については現地確認後、対応させていただく。

(委員)

双葉町、別院町の歩道でも段差・傾斜が気になる箇所があるので、対応いただきたい。

(事務局)

現地確認後、対応する。

※詳細な場所は後日委員に確認済

(委員)

公共施設（特に学校）において、車いすの出入りに支障となるような構造を改良いただきたい。

(事務局)

各施設管理者へ要望内容をお伝えする。

(委員)

阪急本通商店街は自転車に乗車したまま通行することは禁止されているが、スピードを出して走行する若者が多い。自転車乗入禁止にできないか。

(事務局)

道路管理者として、引き続き、看板などで啓発していきたいと考えている。

(委員)

車両通行禁止にするのは、沿道・商店街との調整が必要になる。

(委員)

府特定事業計画の内容・進捗について、教えていただきたい。

市基本構想作成にあたり店舗出入口、道路状況を過去に調査をしたことがあり、市に調査結果を提出したが、その後の進捗を教えていただきたい。

避難所にも指定されている学校の多目的トイレには、介助者も入れる十分なスペースがないところが多く、大きな課題ではないかと思う。

(委員)

府道については、4市1町、順次改良を進めている。整備時期については、路線も多いことから具体的に申し上げることはできないが、特に支障となるような経路があれば、随時ご連絡いただければ、現地確認させていただくので、よろしくお願ひしたい。

(事務局)

基本構想作成時にいただいた調査資料も参考に策定、事業実施させていただいている。順次、進めているが、緊急性の高い箇所があれば、随時教えていただきたい。

多目的トイレのスペースについては、意見を管理者へお伝えする。

(委員)

合理的配慮による対応は店舗と連携して進めていただきたい。

新規店舗は府まちづくり条例に基づき、バリアフリー化は進められているが、一方で大規模店舗が対象となるため、小さい店舗は条例対象外になる。そのような店舗への対応はどう考えているのか。

(事務局)

ご意見を担当課に伝えるとともに、小規模店舗についても可能な範囲で願います。

(委員)

府福祉のまちづくり条例は 200 平米以上の店舗が対象となる。しかし、コンビニエンスストアは 50 平米以上で事前協議制度の対象となり、市町村窓口で行われている。

(委員)

特定事業計画の中でオストメイト設置の報告はあったが、クリエイトセンターのトイレ鍵位置が高すぎるので、配慮いただきたい。

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例を全市で取り組んでいただきたい。基本構想と条例の関係性について教えていただきたい。

(事務局)

トイレ鍵位置については現地確認のうえ、対応・検討する。

※後日、現地確認のうえ、委員へ改めて内容を確認したところ、鍵は床から 70 c m に位置し、問題はないが、扉が重たい等、利用者によっては不便な点もあるため、改修時に配慮いただきたいとのこと

条例中、第 4 章「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」において、バリアフリー化の推進を位置づけており、市として同じ方向性で取り組んでいる。また、全庁的な取り組みとして、行政の福祉化検討部会において、条例の取組進捗報告を行っており、各部署において条例を意識した取り組みをお願いしている。

【各事業者より、進捗報告】

(西日本旅客鉄道株式会社)

基本構想に位置づけられた施設は JR 茨木駅、JR 総持寺駅の 2 駅であり、両駅とも現在の基準に適合した整備はできている。

(委員)

JR 総持寺駅はホーム柵が設置されており、駅員が少ないように思うが、関連性はあるのか。駅員がいなくなると不安を感じる。

(委員)

聴覚障害者にとっても駅員がいないと不安になる。

(西日本旅客鉄道株式会社)

駅員の配置については会社の事情もあるので、ご意見は賜っておくが、ホーム柵と駅員の関連性はないので、分けて考えていただければと思う。

(委員)

降車時に待たされることもあるので、駅員の配置については考慮いただきたい。また、JR 総持寺駅はホーム柵の設置により安全性が担保されたが、JR 茨木駅も乗降者数が多いので設置検討いただきたい。

(会長)

各施設、経営が大変だと思われるので、すぐにお応えできないところもあると思うが、ご要望は大事にしていきたいと思う。

(阪急電鉄株式会社)

特定事業計画については作成中だが、整備にあたっては国の方針に従い進めている。市内にある総持寺駅、茨木市駅、南茨木駅の3駅にホーム柵は未設置だが、国から乗降者数10万人以上の駅から優先的に整備という指導もあるので、限られた予算の中で検討を進めている。

(大阪高速鉄道株式会社)

平成31年度事業として、9月に南茨木駅において、ホーム柵を設置予定である。

(大阪府茨木土木事務所)

府道については、4市1町、順次改良を進めている。

段差等、気になる点があれば、市経由でも結構なので、一報いただくと助かる。

(大阪府茨木警察署)

音響信号機について、昨年12月にいばらきスカイパレット前、今年2月には東奈良三丁目、東奈良小学校北に設置している。庄栄小学校前も設置に向け、準備を進めている。

(阪急バス株式会社)

バス車両は代替えにあわせて、ノンステップ、ワンステップへ対応している。

ソフト施策として、車いすのお客様と毎年1回講習会を実施しており、実車を使った体験会を行っている。今後とも協力いただいで実施していきたい。

(委員)

継続して実施することが大事だと思うので、引き続きお願いしたい。

(近鉄バス株式会社)

道路整備も進んでいるので、基本方針はノンステップバスの導入を考えている。

運転手教育の一環で、高齢者の疑似体験等を行っており、引き続き取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

先日、近鉄バス(株)に乗車した際、車内に運転手の目標を掲げていることを知り、乗務員の意識が高いように感じた。また、運転技術も高く、停車位置も歩道と隙間なく寄せていただき、感謝している。

(委員)

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例が施行されたが、公共交通事業者の方はご存知か。協議会の場を活用し、リーフレットの配布など周知を図っていただきたい。

法改正に伴いマスタープラン制度が新設され、学校や小売店舗の課題を整理し、基本構想に盛り込むこともできる。基本構想を策定していれば、マスタープランは策定しなくてもいいことになっているが、近畿運輸局の会議の中で基本構想とマスタープランは別物とも聞いている。すぐに作成を求めるわけではないが、マスタープランの策定を検討していただきたい。

(事務局)

マスタープラン制度については存じ上げている。基本構想は重点整備地区以外の地域も含め、全市的にバリアフリー化を推進するものと考えているが、国の目標年度でもある平成32年度に本市基本構想の見直しを予定しており、その中で重点整備地区外の駅周辺整備についても検討できればと考えている。

条例の周知について、本日の出席者をはじめ、公共交通機関に改めて周知説明させていただく機会を設けたいと考えているので、よろしく願いしたい。

(会長)

一般論でいえば、マスタープランがあり、その下に様々な計画があるということになる。都市計画でもそうだが、個々の計画が従前からあり、マスタープランがあとからできた場合、具体の計画と整合するには時間が必要になると思う。

(委員)

個人的にも市内で段差等が気になる箇所はある。時間はかかるかもしれないが、全ての人に優しいまちづくりを考えれば、公共施設だけでなく、まちの活性化も含め、商売をされている店舗も誰でも迎えられるよう働きかけたいと思う。

(委員)

昨年の地震の影響で南茨木駅舎内のエレベーターが停止していたと思うが、その後いかがか。

(阪急電鉄株式会社)

駅舎に隣接する駅ビルが耐震の関係で建替えが必要となっており、現在、不動産部門と協議のうえ、早期にバリアフリー経路を確保する方法について検討している。

(3) 閉会

以上